

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一・二 (略)</p> <p>別表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>245単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>388単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>564単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>644単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>724単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>804単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>884単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>80単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>245単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>388単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>564単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>644単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>724単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>804単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>884単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>80単位</u>を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>別表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>670単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>753単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>836単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>919単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>83単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>670単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>753単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>836単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>919単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>83単位</u>を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p>

- (1) 所要時間30分未満の場合 101単位
- (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 146単位
- (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 189単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満 229単位
- (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 264単位
- (6) 所要時間1時間30分以上の場合 298単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 101単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 189単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 264単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 331単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに67単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

97単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第2号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあつては、これに相当する支援の度合とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
- (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 152単位
- (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 196単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満 237単位
- (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 274単位
- (6) 所要時間1時間30分以上の場合 309単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 196単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 344単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

101単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第1条第2号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあつては、これに相当する支援の度合とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第1条第2号に掲げる利用者をいう。以下同じ。

) に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）を行つた場合に、所定単位数を算定する。

2～11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行つた場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特定事業所加算 (I)

所定単位数の100分の20に相当する単位数

(2) 特定事業所加算 (II)

所定単位数の100分の10に相当する単位数

) に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）を行つた場合に、所定単位数を算定する。

2～11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行つた場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特定事業所加算 (I)

所定単位数の100分の20に相当する単位数

(2) 特定事業所加算 (II)

所定単位数の100分の10に相当する単位数

(3) 特定事業所加算 (III)

所定単位数の100分の10に相当する単位数

(4) 特定事業所加算 (IV)

所定単位数の100分の5に相当する単位数

13・14 (略)

- 15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間 (第15の1の注5の適用を受けている間 (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)) 又は指定通所支援 (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)) 若しくは指定入所支援 (同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)) を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2～4 (略)

4の2 福祉専門職員等連携加算

564単位

注 利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所 (法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。第2の5の2において同じ。)、指定障害者支援施設等 (法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者 (以下この4の2において「社会福祉士等」という。) に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基

(3) 特定事業所加算 (III)

所定単位数の100分の10に相当する単位数

13・14 (略)

- 15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間 (第15の1の注6の適用を受けている間 (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)) 又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間を除く。) 又は指定通所支援 (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)) 若しくは指定入所支援 (同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)) を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2～4 (略)

(新設)

づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
(新設)

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし

て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ	所要時間 1 時間未満の場合	<u>183</u> 単位
ロ	所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>273</u> 単位
ハ	所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	<u>364</u> 単位
ニ	所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	<u>455</u> 単位
ホ	所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	<u>546</u> 単位
ヘ	所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	<u>636</u> 単位
ト	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>728</u> 単位
チ	所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	<u>813</u> 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

リ 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,493単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,168単位に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,814単位に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,496単位に所要時間

て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ	所要時間 1 時間未満の場合	<u>182</u> 単位
ロ	所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>272</u> 単位
ハ	所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	<u>363</u> 単位
ニ	所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	<u>454</u> 単位
ホ	所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	<u>544</u> 単位
ヘ	所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	<u>634</u> 単位
ト	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>726</u> 単位
チ	所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	<u>811</u> 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

リ 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,491単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,166単位に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,812単位に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,494単位に所要時間

20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める者が、注1の1に該当する者であつて第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6（区分省令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。）に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算する
7～11 (略)

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2～5 (略)

5の2 行動障害支援連携加算

584単位

注 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であつて支援計画シート及び支援手順書（第4の1の注2において「支援計画シート等」という。）を作成した者（以下この5の2において「作成者」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同し

20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める者が、注1に掲げる者であつて第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6（区分省令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。）に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算する
7～11 (略)

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注6の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間を除く。）は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2～5 (略)

(新設)

て行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であつて、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
(新設)

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業

所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、
1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する
単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職
員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 身体介護を伴う場合

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合 | <u>256</u> 単位 |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>405</u> 単位 |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>589</u> 単位 |
| (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 | <u>672</u> 単位 |
| (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 | <u>755</u> 単位 |
| (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 | <u>839</u> 単位 |
| (7) 所要時間3時間以上の場合 | <u>922</u> 単位 |
- に所要時間3時間か
ら計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位
数

ロ 身体介護を伴わない場合

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合 | 105単位 |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>199</u> 単位 |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>278</u> 単位 |
| (4) 所要時間1時間30分以上の場合 | <u>348</u> 単位 |
- に所要時間1時
間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算
した単位数

注1～6 (略)

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし
て都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、

所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、
1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単
位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処
遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 身体介護を伴う場合

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合 | <u>255</u> 単位 |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>404</u> 単位 |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>587</u> 単位 |
| (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 | <u>670</u> 単位 |
| (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 | <u>753</u> 単位 |
| (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 | <u>836</u> 単位 |
| (7) 所要時間3時間以上の場合 | <u>919</u> 単位 |
- に所要時間3時間か
ら計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位
数

ロ 身体介護を伴わない場合

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合 | 105単位 |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>198</u> 単位 |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>277</u> 単位 |
| (4) 所要時間1時間30分以上の場合 | <u>347</u> 単位 |
- に所要時間1時
間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算
した単位数

注1～6 (略)

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし
て都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、

指定同行援護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特定事業所加算 (I)

所定単位数の100分の20に相当する単位数

(2) 特定事業所加算 (II)

所定単位数の100分の10に相当する単位数

(3) 特定事業所加算 (III)

所定単位数の100分の10に相当する単位数

(4) 特定事業所加算 (IV)

所定単位数の100分の5に相当する単位数

8～10 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 1から4までにより算定

した単位数の1000分の221に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) 1から4までにより算定

指定同行援護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特定事業所加算 (I)

所定単位数の100分の20に相当する単位数

(2) 特定事業所加算 (II)

所定単位数の100分の10に相当する単位数

(3) 特定事業所加算 (III)

所定単位数の100分の10に相当する単位数

(新設)

8～10 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 1から4までにより算定

した単位数の1000分の123に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) イにより算定した単位数

した単位数の1000分の123に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数
の100分の90に相当する単位数

三 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数
の100分の80に相当する単位数

6 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	253単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	401単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	584単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	731単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	879単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,027単位
ト	所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,175単位
チ	所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,323単位
リ	所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,472単位
ヌ	所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,619単位
ル	所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,767単位
ヲ	所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,915単位
ヅ	所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,063単位
カ	所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,211単位
ヨ	所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,360単位
タ	所要時間7時間30分以上の場合	2,506単位

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合(障害
児にあっては、これに相当する支援の度合)にある利用者

の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数
の100分の80に相当する単位数
(新設)

6 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ	所要時間30分未満の場合	252単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	400単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	582単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	729単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	876単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,024単位
ト	所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,171単位
チ	所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,319単位
リ	所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,467単位
ヌ	所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,614単位
ル	所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,761単位
ヲ	所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,909単位
ヅ	所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,056単位
カ	所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,204単位
ヨ	所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,352単位
タ	所要時間7時間30分以上の場合	2,498単位

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合(障害
児にあっては、これに相当する支援の度合)にある利用者

に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（3において「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（注4及び注7において「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

2 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画（指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。）及び支援計画シート等（以下「行動援護計画等」という。）に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2の2 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める者が、指定行動援護等を行つ

に対して、行動援護（当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（3において「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（注4及び注7において「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

2 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画（指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める者が、指定行動援護等を行つ

た場合に、所定単位数を算定する。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算 (I)
所定単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算 (II)
所定単位数の100分の10に相当する単位数
- (3) 特定事業所加算 (III)
所定単位数の100分の10に相当する単位数
- (4) 特定事業所加算 (IV)
所定単位数の100分の5に相当する単位数

7 (略)

8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなつていない指定行動援護等を緊急に行つた場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、

た場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定行動援護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算 (I)
所定単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算 (II)
所定単位数の100分の10に相当する単位数
- (3) 特定事業所加算 (III)
所定単位数の100分の10に相当する単位数
(新設)

7 (略)

8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなつていない指定行動援護等を緊急に行つた場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回

1回につき100単位を加算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

9 (略)

2 初回加算

200単位

注 指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービスマ提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等の他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービスマ提供責任者が同行した場合には、1月につき所定単位数を加算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

3・4 (略)

4の2 行動障害支援指導連携加算

273単位

注 支援計画シート等を作成した者（以下この4の2において「作成者」という。）が、指定重度訪問介護事業所等のサービスマ提供責任者に同行して利用者の居室を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービスマ提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービスマ提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月（翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあつては、移行をする日が属する月の前月）につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

につき100単位を加算する。

9 (略)

2 初回加算

200単位

注 指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画を作成した利用者に対して、サービスマ提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等の他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービスマ提供責任者が同行した場合には、1月につき所定単位数を加算する。

3・4 (略)

(新設)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から4までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービスマス

(1) 療養介護サービスマス (I)

- ⊖ 利用定員が40人以下 906単位
- ⊖ 利用定員が41人以上60人以下 887単位
- ⊖ 利用定員が61人以上80人以下 848単位
- ⊖ 利用定員が81人以上 815単位

(2) 療養介護サービスマス (II)

- ⊖ 利用定員が40人以下 660単位
- ⊖ 利用定員が41人以上60人以下 630単位
- ⊖ 利用定員が61人以上80人以下 590単位
- ⊖ 利用定員が81人以上 562単位

(3) 療養介護サービスマス (III)

- ⊖ 利用定員が40人以下 522単位
- ⊖ 利用定員が41人以上60人以下 497単位
- ⊖ 利用定員が61人以上80人以下 473単位
- ⊖ 利用定員が81人以上 453単位

(4) 療養介護サービスマス (IV)

- ⊖ 利用定員が40人以下 418単位
- ⊖ 利用定員が41人以上60人以下 385単位
- ⊖ 利用定員が61人以上80人以下 362単位
- ⊖ 利用定員が81人以上 344単位

(5) 療養介護サービスマス (V)

- ⊖ 利用定員が40人以下 418単位
- ⊖ 利用定員が41人以上60人以下 385単位
- ⊖ 利用定員が61人以上80人以下 362単位
- ⊖ 利用定員が81人以上 344単位

ロ 経過的療養介護サービスマス

イ 療養介護サービスマス

(1) 療養介護サービスマス (I)

- ⊖ 利用定員が40人以下 903単位
- ⊖ 利用定員が41人以上60人以下 884単位
- ⊖ 利用定員が61人以上80人以下 868単位
- ⊖ 利用定員が81人以上 857単位

(2) 療養介護サービスマス (II)

- ⊖ 利用定員が40人以下 658単位
- ⊖ 利用定員が41人以上60人以下 628単位
- ⊖ 利用定員が61人以上80人以下 604単位
- ⊖ 利用定員が81人以上 591単位

(3) 療養介護サービスマス (III)

- ⊖ 利用定員が40人以下 520単位
- ⊖ 利用定員が41人以上60人以下 495単位
- ⊖ 利用定員が61人以上80人以下 484単位
- ⊖ 利用定員が81人以上 476単位

(4) 療養介護サービスマス (IV)

- ⊖ 利用定員が40人以下 416単位
- ⊖ 利用定員が41人以上60人以下 384単位
- ⊖ 利用定員が61人以上80人以下 371単位
- ⊖ 利用定員が81人以上 362単位

(5) 療養介護サービスマス (V)

- ⊖ 利用定員が40人以下 416単位
- ⊖ 利用定員が41人以上60人以下 384単位
- ⊖ 利用定員が61人以上80人以下 371単位
- ⊖ 利用定員が81人以上 362単位

ロ 経過的療養介護サービスマス

- (1) 経過的療養介護サービス費 (I)
- (一) 利用定員が40人以下 877単位
 - (二) 利用定員が41人以上60人以下 877単位
 - (三) 利用定員が61人以上80人以下 848単位
 - (四) 利用定員が81人以上 815単位

注1～8 (略)

- 2 9 (略)
- 3 福祉専門職員配置等加算
 - イ 福祉専門職員配置等加算 (I) 10単位
 - ロ 福祉専門職員配置等加算 (II) 7単位
 - ハ 福祉専門職員配置等加算 (III) 4単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は附則第3条の規定により置くべき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）として常

- (1) 経過的療養介護サービス費 (I)
- (一) 利用定員が40人以下 874単位
 - (二) 利用定員が41人以上60人以下 874単位
 - (三) 利用定員が61人以上80人以下 868単位
 - (四) 利用定員が81人以上 857単位
- (2) 経過的療養介護サービス費 (II) 591単位

注1～8 (略)

9 ロの(2)については、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所（注8に適合する指定療養介護の単位を除く。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であつて、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、平成24年12月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合一つは、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 10 (略)
- 3 福祉専門職員配置等加算
 - イ 福祉専門職員配置等加算 (I) 7単位
 - ロ 福祉専門職員配置等加算 (II) 4単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は附則第3条の規定により置くべき生活支援員（注2において「生活支援員」という。）として常勤で配置

勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、この福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、この福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし

されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、この福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし

、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 (略)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費 (1日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

- 区分6 1,278単位
- ↳ 区分5 959単位
- ↳ 区分4 680単位
- ↳ 区分3 610単位
- ↳ 区分2以下 559単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

- 区分6 1,139単位
- ↳ 区分5 851単位
- ↳ 区分4 599単位
- ↳ 区分3 539単位
- ↳ 区分2以下 491単位

、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 (略)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費 (1日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

- 区分6 1,299単位
- ↳ 区分5 981単位
- ↳ 区分4 703単位
- ↳ 区分3 634単位
- ↳ 区分2以下 583単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

- 区分6 1,170単位
- ↳ 区分5 883単位
- ↳ 区分4 632単位
- ↳ 区分3 572単位
- ↳ 区分2以下 524単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下	
㊦ 区分6	<u>1,099単位</u>
㊧ 区分5	<u>816単位</u>
㊨ 区分4	<u>568単位</u>
㊩ 区分3	<u>502単位</u>
㊪ 区分2以下	<u>459単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
㊦ 区分6	<u>1,045単位</u>
㊧ 区分5	<u>781単位</u>
㊨ 区分4	<u>549単位</u>
㊩ 区分3	<u>493単位</u>
㊪ 区分2以下	<u>445単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
㊦ 区分6	<u>1,028単位</u>
㊧ 区分5	<u>765単位</u>
㊨ 区分4	<u>535単位</u>
㊩ 区分3	<u>478単位</u>
㊪ 区分2以下	<u>428単位</u>
ロ 基準該当生活介護サービスマス	
(1) 基準該当生活介護サービスマス費(1)	<u>691単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービスマス費(2)	<u>851単位</u>
ハ (略)	

(3) 利用定員が41人以上60人以下	
㊦ 区分6	<u>1,138単位</u>
㊧ 区分5	<u>854単位</u>
㊨ 区分4	<u>604単位</u>
㊩ 区分3	<u>538単位</u>
㊪ 区分2以下	<u>494単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
㊦ 区分6	<u>1,090単位</u>
㊧ 区分5	<u>825単位</u>
㊨ 区分4	<u>589単位</u>
㊩ 区分3	<u>532単位</u>
㊪ 区分2以下	<u>481単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
㊦ 区分6	<u>1,076単位</u>
㊧ 区分5	<u>811単位</u>
㊨ 区分4	<u>576単位</u>
㊩ 区分3	<u>517単位</u>
㊪ 区分2以下	<u>466単位</u>
ロ 基準該当生活介護サービスマス	
(1) 基準該当生活介護サービスマス費(1)	<u>728単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービスマス費(2)	<u>883単位</u>
ハ (略)	

注1 イ及びロについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービスマス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）
)、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係

注1 イ及びロについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービスマス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）
)、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係

る指定障害福祉サービスマ、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービスマ基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービスマ基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービスマ基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。））にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービスマ（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスマをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあつては当該昼間実施サービスマの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（(5)に該当する場合にあつては、区分5とみなして、利用定員に応じ）、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービスマ基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービスマ事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービスマ事業所」という。）又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～9 （略）

る指定障害福祉サービスマ、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービスマ基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービスマ基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービスマ基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。））にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービスマ（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスマをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ）にあつては当該昼間実施サービスマの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（(5)に該当する場合にあつては、区分5とみなして、利用定員に応じ）、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービスマ基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービスマ事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービスマ事業所」という。）又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～9 （略）

2 人員配置体制加算

イ～ハ

注1～3 (略)
(削除)

2 人員配置体制加算

イ～ハ

注1～3 (略)

4 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は、イに
ついては、利用定員が21人以上60人以下の場合には239単位、利
用定員が61人以上の場合には221単位、ロについては、利用定員
が21人以上60人以下の場合には154単位、利用定員が61人以上の
場合は141単位、ハについては、利用定員が21人以上60人以下
の場合は43単位、利用定員が61人以上の場合は37単位とし、
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間は、イにつ
いては、利用定員が21人以上60人以下の場合には225単位、利用
定員が61人以上の場合には209単位、ロについては、利用定員が
21人以上60人以下の場合には145単位、利用定員が61人以上の場
合には133単位、ハについては、利用定員が21人以上60人以下の
場合は41単位、利用定員が61人以上の場合は35単位とする。

3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I)

10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項

第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員（注2において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介

3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I)

15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算 (III)

6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指

定生活介護事業等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

3の2 常勤看護職員等配置加算

イ	利用定員が20人以下	28単位
ロ	利用定員が21人以上40人以下	19単位
ハ	利用定員が41人以上60人以下	11単位
ニ	利用定員が61人以上80人以下	8単位
ホ	利用定員が81人以上	6単位

注 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を

護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

加算する。ただし、1の注5の(1)に該当する場合は、算定しない。

4～9 (略)

10 食事提供体制加算

30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等であった月の属する年度（指定障害福祉サービス等であった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であるこ

4～9 (略)

10 食事提供体制加算

42単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等であった月の属する年度（指定障害福祉サービス等であった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であるこ

と又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

11 (略)

12 送迎加算

ㄠ 送迎加算(1)

ㄡ 送迎加算(II)

27単位

13単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この12において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この12において同じ。)に対して、その居室等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居室等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に14単位を加算す

と又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

11 (略)

12 送迎加算

27単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この12において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この12において同じ。)に対して、その居室と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居室と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に14単位を加算する。

る。

13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15 (略)

第7 短期入所

1 短期入所サービスマン費(1日につき)

イ 福祉型短期入所サービスマン費

13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15 (略)

第7 短期入所

1 短期入所サービスマン費(1日につき)

イ 福祉型短期入所サービスマン費

(1) 福祉型短期入所サービス費 (I)	
(一) 区分 6	<u>892</u> 単位
(二) 区分 5	<u>758</u> 単位
(三) 区分 4	<u>626</u> 単位
(四) 区分 3	<u>563</u> 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>492</u> 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費 (II)	
(一) 区分 6	<u>582</u> 単位
(二) 区分 5	<u>510</u> 単位
(三) 区分 4	<u>307</u> 単位
(四) 区分 3	<u>232</u> 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>166</u> 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費 (III)	
(一) 区分 3	<u>758</u> 単位
(二) 区分 2	<u>595</u> 単位
(三) 区分 1	<u>492</u> 単位
(4) 福祉型短期入所サービス費 (IV)	
(一) 区分 3	<u>510</u> 単位
(二) 区分 2	<u>269</u> 単位
(三) 区分 1	<u>166</u> 単位
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費 (I)	<u>2,609</u> 単位
(2) 医療型短期入所サービス費 (II)	<u>2,407</u> 単位
(3) 医療型短期入所サービス費 (III)	<u>1,404</u> 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費 (I)	<u>2,489</u> 単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費 (II)	<u>2,277</u> 単位

(1) 福祉型短期入所サービス費 (I)	
(一) 区分 6	<u>888</u> 単位
(二) 区分 5	<u>755</u> 単位
(三) 区分 4	<u>623</u> 単位
(四) 区分 3	<u>561</u> 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>490</u> 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費 (II)	
(一) 区分 6	<u>580</u> 単位
(二) 区分 5	<u>508</u> 単位
(三) 区分 4	<u>306</u> 単位
(四) 区分 3	<u>231</u> 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>165</u> 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費 (III)	
(一) 区分 3	<u>755</u> 単位
(二) 区分 2	<u>592</u> 単位
(三) 区分 1	<u>490</u> 単位
(4) 福祉型短期入所サービス費 (IV)	
(一) 区分 3	<u>508</u> 単位
(二) 区分 2	<u>268</u> 単位
(三) 区分 1	<u>165</u> 単位
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費 (I)	<u>2,598</u> 単位
(2) 医療型短期入所サービス費 (II)	<u>2,397</u> 単位
(3) 医療型短期入所サービス費 (III)	<u>1,398</u> 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費 (I)	<u>2,478</u> 単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費 (II)	<u>2,267</u> 単位

(3)	医療型特定短期入所サービス費 (Ⅲ)	1,304単位
(4)	医療型特定短期入所サービス費 (Ⅳ)	1,738単位
(5)	医療型特定短期入所サービス費 (Ⅴ)	1,606単位
(6)	医療型特定短期入所サービス費 (Ⅵ)	936単位
ニ 基準該当短期入所サービス費		
(1)	基準該当短期入所サービス費 (I)	758単位
(2)	基準該当短期入所サービス費 (Ⅱ)	232単位
注1～17 (略)		
2	(略)	
3	重度障害者支援加算	50単位
注1 指定短期入所事業所において、 <u>第8の1の注1</u> に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。		
2 <u>重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所の提供を行った場合に、さらに1日につき10単位を加算する。</u>		
4	単独型加算	320単位
注1 <u>単独型事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。以下この4及び13において同じ。)</u> において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入		

(3)	医療型特定短期入所サービス費 (Ⅲ)	1,298単位
(4)	医療型特定短期入所サービス費 (Ⅳ)	1,731単位
(5)	医療型特定短期入所サービス費 (Ⅴ)	1,599単位
(6)	医療型特定短期入所サービス費 (Ⅵ)	932単位
ニ 基準該当短期入所サービス費		
(1)	基準該当短期入所サービス費 (I)	755単位
(2)	基準該当短期入所サービス費 (Ⅱ)	231単位
注1～17 (略)		
2	(略)	
3	重度障害者支援加算	50単位
注 指定短期入所事業所において、 <u>第8の注1</u> に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。		
4	単独型加算	320単位
注 <u>指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所</u> において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。		

所サービスマスを算定している場合は、算定しない。

2 単独型事業所において、1のイの(2)の福祉型短期入所サービスマス費(Ⅱ)又は同イの(4)の福祉型短期入所サービスマス費(Ⅳ)の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位数を加算する。

5 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算_Ⅰ) 600単位

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 300単位

ハ・ニ (略)

6・7 (略)

8 食事提供体制加算 48単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 緊急短期入所体制確保加算 40単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(空床利用型事業所(指定障害福祉サービスマス基準第115条第2項に規定する空床利用型事業所をいう。))を除く。)において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算_Ⅰ) 500単位

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位

ハ・ニ (略)

6・7 (略)

8 食事提供体制加算 68単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 緊急短期入所体制確保加算 40単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(空床利用型事業所(指定障害福祉サービスマス基準第115条第2項に規定する空床利用型事業所をいう。10において同じ。))を除く。)において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。た

10 緊急短期入所受入加算

- イ 緊急短期入所受入加算 (I) 120単位
ロ 緊急短期入所受入加算 (II) 180単位

注1 イについては、1のイの福祉型短期入所サービスマニヤを算定している場合であつて、指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行つた場合に、利用を開始した日について、所定単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービスマニヤ若し

くは1のハの医療型特定短期入所サービスマニヤを算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行つた場合に、利用を開始した日について、所定単位数を加算する。

だし、当該事業所において、連続する3月において10の緊急短期入所受入加算を算定しなかつた場合には、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り算定しない。

10 緊急短期入所受入加算

- イ 緊急短期入所受入加算 (I) 60単位
ロ 緊急短期入所受入加算 (II) 90単位

注1 イについては、1のイの福祉型短期入所サービスマニヤ及び9の緊急短期入所体制確保加算を算定している場合であつて、指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行つた場合に、当該指定短期入所を行つた日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあつては、14日）を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、当該事業所において、連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかつた場合には、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り、算定しない。

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービスマニヤ若し

くは1のハの医療型特定短期入所サービスマニヤを算定している空床利用型事業所又は1のロの医療型短期入所サービスマニヤ若しくは1のハの医療型特定短期入所サービスマニヤ及び9の緊急短期入所体制確保加算を算定している空床利用型事業所以外の事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行つた場合に、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加

11 (略)

12 送迎加算

186単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所（地方自治法第244条の2の第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規

算する。ただし、空床利用型事業所以外の事業所にあつては、当該事業所において、連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り、算定しない。

11 (略)

12 送迎加算

186単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所（地方自治法第244条の2の第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規

定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)において行う場合(単独型事業所を除く。)にあつては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。)において行う場合にあつては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)(単独型事業所を除く。)において行う場合にあつては1000分の124に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の31に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において行う場合(単独型事業所を除く。))にあつては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

三 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数

定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)において行う場合(単独型事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。))を除く。))にあつては1000分の23に相当する単位数、共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数、単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

	<u>の100分の80に相当する単位数</u>	
14	(略)	14 (略)
第8	重度障害者等包括支援	第8 重度障害者等包括支援
1・2	(略)	1・2 (略)
3	福祉・介護職員処遇改善加算	3 福祉・介護職員処遇改善加算
	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ	<u>福祉・介護職員処遇改善加算(I)</u> 1及び2により算定した単位数の1000分の18に相当する単位数	イ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(I)</u> 1及び2により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
ロ	<u>福祉・介護職員処遇改善加算(II)</u> 1及び2により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	ロ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(II)</u> イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ハ	<u>福祉・介護職員処遇改善加算(III)</u> ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数	ハ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(III)</u> イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
ニ	<u>福祉・介護職員処遇改善加算(IV)</u> ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数	
4	(略)	4 (略)
第9	施設入所支援	第9 施設入所支援
1	施設入所支援サービス費(1日につき)	1 施設入所支援サービス費(1日につき)

イ	利用定員が40人以下	
(1)	区分6	<u>453</u> 単位
(2)	区分5	<u>382</u> 単位
(3)	区分4	<u>308</u> 単位
(4)	区分3	<u>232</u> 単位
(5)	区分2以下	<u>168</u> 単位
ロ	利用定員が41人以上60人以下	
(1)	区分6	<u>356</u> 単位
(2)	区分5	<u>297</u> 単位
(3)	区分4	<u>235</u> 単位
(4)	区分3	<u>185</u> 単位
(5)	区分2以下	<u>146</u> 単位
ハ	利用定員が61人以上80人以下	
(1)	区分6	<u>295</u> 単位
(2)	区分5	<u>247</u> 単位
(3)	区分4	<u>198</u> 単位
(4)	区分3	<u>162</u> 単位
(5)	区分2以下	<u>132</u> 単位
ニ	利用定員が81人以上	
(1)	区分6	<u>269</u> 単位
(2)	区分5	<u>223</u> 単位
(3)	区分4	<u>178</u> 単位
(4)	区分3	<u>146</u> 単位
(5)	区分2以下	<u>125</u> 単位
ホ	(略)	
2	(略)	
3	重度障害者支援加算	

イ	利用定員が40人以下	
(1)	区分6	<u>451</u> 単位
(2)	区分5	<u>380</u> 単位
(3)	区分4	<u>307</u> 単位
(4)	区分3	<u>231</u> 単位
(5)	区分2以下	<u>167</u> 単位
ロ	利用定員が41人以上60人以下	
(1)	区分6	<u>355</u> 単位
(2)	区分5	<u>296</u> 単位
(3)	区分4	<u>234</u> 単位
(4)	区分3	<u>184</u> 単位
(5)	区分2以下	<u>145</u> 単位
ハ	利用定員が61人以上80人以下	
(1)	区分6	<u>294</u> 単位
(2)	区分5	<u>246</u> 単位
(3)	区分4	<u>197</u> 単位
(4)	区分3	<u>161</u> 単位
(5)	区分2以下	<u>131</u> 単位
ニ	利用定員が81人以上	
(1)	区分6	<u>268</u> 単位
(2)	区分5	<u>222</u> 単位
(3)	区分4	<u>177</u> 単位
(4)	区分3	<u>145</u> 単位
(5)	区分2以下	<u>124</u> 単位
ホ	(略)	
2	(略)	
3	重度障害者支援加算	

イ (略)
ロ 重度障害者支援加算 (Ⅱ)

7 単位

注 1・2 (略)
3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

イ (略)
ロ 重度障害者支援加算 (Ⅱ)

(1) 人員配置体制加算 (Ⅰ) が算定されている場合
↳ 区分 6 10 単位
↳ 区分 5 198 単位
↳ 区分 4 440 単位
↳ 区分 3 538 単位
(2) 人員配置体制加算 (Ⅱ) が算定されている場合
↳ 区分 6 20 単位
↳ 区分 5 255 単位
↳ 区分 4 496 単位
↳ 区分 3 594 単位
(3) 人員配置体制加算 (Ⅲ) が算定されている場合
↳ 区分 6 78 単位
↳ 区分 5 343 単位
↳ 区分 4 585 単位
↳ 区分 3 683 単位
(4) 人員配置体制加算 (Ⅳ) が算定されている場合
↳ 区分 6 130 単位
↳ 区分 5 395 単位
↳ 区分 4 637 単位
↳ 区分 3 735 単位

注 1・2 (略)
3 ロ(1)については、第 6 の 2 のイに規定する人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている利用者であつて、第 8 の注 1 の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者 1 人につき、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3

条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロ(2)については、第6の2のロに規定する人員配置体制加算(ロ)が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害支援区分に依り、1日につき所定単位数を加算する。

5 ロ(3)については、第6の2のハに規定する人員配置体制加算(ロ)が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害支援区分に依り、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が

4 ロが算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者(当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。)に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき180単位をさらに加算する。

5 4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに1日につき所定単位数に700単位を加算する。

- 4 (略)
- 4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位
- 注 視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 5・6 (略)
- 7 入院時支援特別加算

算定されていない利用者であつて、第8の注1の②に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

7 ロの(1)から(4)までについては、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、1日につき所定単位数に700単位を加算する。

- 4 (略)
- 5・6 (略)
- 7 入院時支援特別加算

(1) 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに6の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。(2)及び注において同じ。）の日数の合計が4日未満の場合 561単位

(2) (略)

8・9 (略)

10 栄養マネジメント加算

12単位

注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

(2)～(4) (略)

11～13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から13までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

(1) 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。(2)及び注において同じ。）の日数の合計が4日未満の場合 561単位

(2) (略)

8・9 (略)

10 栄養マネジメント加算

10単位

注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士（平成27年3月31日までの間にあつては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士）を1名以上配置していること。

(2)～(4) (略)

11～13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

	<p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の100分の90に相当する単位数</p> <p>ロにより算定した単位数</p> <p>三 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)の100分の80に相当する単位数</p> <p>15 (略)</p>	<p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の100分の80に相当する単位数</p> <p>イにより算定した単位数</p>
第10	<p>自立訓練(機能訓練)</p> <p>1 機能訓練サービス費(1日につき)</p> <p>イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>787単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>704単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>669単位</u></p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>641単位</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>604単位</u></p> <p>ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>245単位</u></p> <p>(2) 所要時間1時間以上の場合 <u>564単位</u></p> <p>(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 <u>724単位</u></p> <p>ハ 基準該当機能訓練サービス費 <u>787単位</u></p> <p>注1～5 (略)</p> <p>1の2 福祉専門職員配置等加算</p> <p>イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) <u>15単位</u></p> <p>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) <u>10単位</u></p> <p>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) <u>6単位</u></p> <p>注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置く</p>	<p>第10 自立訓練(機能訓練)</p> <p>1 機能訓練サービス費(1日につき)</p> <p>イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>784単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>701単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>666単位</u></p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>638単位</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>601単位</u></p> <p>ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間1時間以上の場合 <u>587単位</u></p> <p>(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 <u>753単位</u></p> <p>ハ 基準該当機能訓練サービス費 <u>784単位</u></p> <p>注1～5 (略)</p> <p>1の2 福祉専門職員配置等加算</p> <p>イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) <u>10単位</u></p> <p>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) <u>6単位</u></p> <p>注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置く</p>

べき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

2～5 (略)

6 食事提供体制加算

注 低所得者等であつて自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととな

30単位

べき生活支援員（注2において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ミについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

2～5 (略)

6 食事提供体制加算

注 低所得者等であつて自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととな

42単位

っている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

7 送迎加算

ㄠ 送迎加算(Ⅰ)

27単位

ㄡ 送迎加算(Ⅱ)

13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この7において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職

っている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

7 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この7において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職

員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又はは独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10.において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I） 1から8までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（II） 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（III） ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（IV） ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 (略)

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費（I）

- (1) 利用定員が20人以下
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (3) 利用定員が41人以上60人以下

751単位
670単位
637単位

員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又はは独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10.において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I） 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（II） イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（III） イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 (略)

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費（I）

- (1) 利用定員が20人以下
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (3) 利用定員が41人以上60人以下

748単位
667単位
634単位

	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>612単位</u>	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>609単位</u>
	(5) 利用定員が81人以上	<u>575単位</u>	(5) 利用定員が81人以上	<u>572単位</u>
	ロ 生活訓練サービスマニ		ロ 生活訓練サービスマニ	
	(1) 所要時間1時間未満の場合	<u>245単位</u>	(1) 所要時間1時間未満の場合	<u>255単位</u>
	(2) 所要時間1時間以上の場合	<u>564単位</u>	(2) 所要時間1時間以上の場合	<u>587単位</u>
	ハ 生活訓練サービスマニ		ハ 生活訓練サービスマニ	
	(1) 利用期間が2年間以内の場合	<u>271単位</u>	(1) 利用期間が2年間以内の場合	<u>270単位</u>
	(2) 利用期間が2年間を超える場合	<u>163単位</u>	(2) 利用期間が2年間を超える場合	<u>162単位</u>
	ニ 生活訓練サービスマニ		ニ 生活訓練サービスマニ	
	(1) 利用期間が3年間以内の場合	<u>271単位</u>	(1) 利用期間が3年間以内の場合	<u>270単位</u>
	(2) 利用期間が3年間を超える場合	<u>163単位</u>	(2) 利用期間が3年間を超える場合	<u>162単位</u>
	ホ 基準該当生活訓練サービスマニ	<u>751単位</u>	ホ 基準該当生活訓練サービスマニ	<u>748単位</u>
	注1 (略)		注1 (略)	
	2 ロについては、指定障害福祉サービスマニ基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度として、自立訓練(生活訓練)計画(指定障害福祉サービスマニ基準第171条において準用する指定障害福祉サービスマニ基準第58条第1項に規定する自立訓練(生活訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービスマニ計画(以下「自立訓練(生活訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。		2 ロについては、指定障害福祉サービスマニ基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を限度として、自立訓練(生活訓練)計画(指定障害福祉サービスマニ基準第171条において準用する指定障害福祉サービスマニ基準第58条第1項に規定する自立訓練(生活訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービスマニ計画(以下「自立訓練(生活訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。	
	3～7 (略)		3～7 (略)	

1の2 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算 (I)
- ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

ハ 福祉専門職員配置等加算 (III)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員（以下この1の2及び9において「生活支援員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき10単位を加算する。

2 ロについては、生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算 (I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

1の2 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算 (I)
- ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員（以下注2において「生活支援員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

1の3 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（1のロに規定する生活訓練サービスマン）が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。

イの数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に關し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

1の3 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等の利用者（1のイに規定する生活訓練サービスマン）が算定されている利用者に限る。以下この注において同じ。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に關し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等

を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3～5 (略)	
5の2 日中支援加算	270単位
注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、 <u>地域活動支援センター（法第5条第25項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の7の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。</u>	
5の3～6 (略)	
7 食事提供体制加算	
イ 食事提供体制加算 (I)	<u>48単位</u>
ロ 食事提供体制加算 (II)	<u>30単位</u>
注1 イについては、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任におい	

3～5 (略)	
5の2 日中支援加算	270単位
注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者 <u>又は就労している利用者</u> が心身の状況等により <u>当該障害福祉サービスを利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。</u>	
5の3～6 (略)	
7 食事提供体制加算	
イ 食事提供体制加算 (I)	<u>68単位</u>
ロ 食事提供体制加算 (II)	<u>42単位</u>
注1 イについては、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任におい	

て食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等であつて自立訓練（生活訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（注1に規定する利用者以外の者であつて、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 (略)

9 夜間支援等体制加算

1 夜間支援等体制加算(1)

(1) 夜間及び深夜の時間帯において、生活支援員等が支援を行う利用者（以下この9において「夜間支援対象利用者」という。）が3人以下 448単位

(2) 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下 269単位

(3) 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下 168単位

て食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等であつて自立訓練（生活訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（注1に規定する利用者以外の者であつて、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 (略)

9 夜間防災・緊急時支援体制加算

1 夜間防災・緊急時支援体制加算(1)

12単位

④	夜間支援対象利用者が10人以上12人以下	122単位
⑤	夜間支援対象利用者が13人以上15人以下	96単位
⑥	夜間支援対象利用者が16人以上18人以下	79単位
⑦	夜間支援対象利用者が19人以上21人以下	67単位
⑧	夜間支援対象利用者が22人以上24人以下	58単位
⑨	夜間支援対象利用者が25人以上27人以下	52単位
⑩	夜間支援対象利用者が28人以上30人以下	46単位

ロ 夜間支援等体制加算 (ID)

①	夜間支援対象利用者が3人以下	149単位
②	夜間支援対象利用者が4人以上6人以下	90単位
③	夜間支援対象利用者が7人以上9人以下	56単位
④	夜間支援対象利用者が10人以上12人以下	41単位
⑤	夜間支援対象利用者が13人以上15人以下	32単位
⑥	夜間支援対象利用者が16人以上18人以下	26単位
⑦	夜間支援対象利用者が19人以上21人以下	22単位
⑧	夜間支援対象利用者が22人以上24人以下	19単位
⑨	夜間支援対象利用者が25人以上27人以下	17単位
⑩	夜間支援対象利用者が28人以上30人以下	15単位

ハ 夜間支援等体制加算 (ID)

注1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に及び、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利

ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算 (II)

10単位

注1 イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者

利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に並び、1日につき所定単位数を加算する。ただし、夜の夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 へについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、夜の夜間支援等体制加算(Ⅰ)又はロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

10 (略)

11 送迎加算

イ 送迎加算(Ⅰ)

27単位

ロ 送迎加算(Ⅱ)

13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下

に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

10 (略)

11 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この注におい

この11において同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

12 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

て同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

12 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 (略)

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費 (1日につき)

イ 就労移行支援サービス費(I)

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 利用定員が20人以下 | <u>804</u> 単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | <u>711</u> 単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | <u>679</u> 単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | <u>634</u> 単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | <u>595</u> 単位 |

ロ 就労移行支援サービス費(II)

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 利用定員が20人以下 | <u>524</u> 単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | <u>467</u> 単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | <u>437</u> 単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | <u>426</u> 単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | <u>412</u> 単位 |

注1～4 (略)

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たつて、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ(1)から(6)までに掲げる割合を所定単位数に乘以て得た数を算定する。

(1)～(3) (略)

(4) 過去2年間の就労移行者数(ただし、平成28年4月1日以降においては、第13の1の注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等へ移行した者を除く。)が0の場合 100分の85

14 (略)

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費 (1日につき)

イ 就労移行支援サービス費(I)

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 利用定員が20人以下 | <u>839</u> 単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | <u>747</u> 単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | <u>716</u> 単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | <u>672</u> 単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | <u>635</u> 単位 |

ロ 就労移行支援サービス費(II)

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 利用定員が20人以下 | <u>522</u> 単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | <u>465</u> 単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | <u>435</u> 単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | <u>424</u> 単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | <u>410</u> 単位 |

注1～4 (略)

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たつて、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、ただし(4)又は(5)については、平成24年10月1日以降に限る。に、それぞれ(1)から(5)までに掲げる割合を所定単位数に乘以て得た数を算定する。

(1)～(3) (略)

- (5) 過去3年間の就労定着者が0の場合 100分の70
 (6) 過去4年間の就労定着者が0の場合 100分の50
 6 (略)
- 2 (略)
- 3 就労定着支援体制加算
- 1 就労を継続している又は継続していた期間(以下「就労継続期間」という。)が6月以上12月未満の者
- (1) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 29単位
 (2) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 48単位
 (3) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 71単位
 (4) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 102単位
 (5) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 146単位
- ロ 就労継続期間が12月以上24月未満の者
- (1) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 25単位
 (2) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 41単位
 (3) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 61単位
 (4) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 88単位
 (5) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定

- (4) 過去3年間の就労定着者が0の場合 100分の85
 (5) 過去4年間の就労定着者が0の場合 100分の70
 6 (略)
- 2 (略)
- 3 就労移行支援体制加算
- 1 利用定員のうち就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 41単位
 2 利用定員のうち就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 68単位
 3 利用定員のうち就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 102単位
 4 利用定員のうち就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 146単位
 5 利用定員のうち就労定着者が100分の45以上の場合 209単位

着者が100分の45以上の場合 125単位

ハ 就労継続期間が24月以上36月未満の者

- (1) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 21単位
- (2) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 34単位
- (3) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 51単位
- (4) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 73単位
- (5) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 105単位

注 指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の1の注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの(1)から(5)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につきイからハまでの所定単位数を加算する。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であつて就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所す

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

42単位

注 指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度及び前々年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数に、前年度について100分の80を乗じた数と前々年度について100分の20を乗じた数を加えた数がイからホまでのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等であつて就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所す

る者を除く。) に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合には、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 (略)

9 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I)

15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算 (III)

6単位

注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第175条第1項若しくは第176条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員(注2及び注3において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定

る者を除く。) に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合には、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 (略)

9 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I)

10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

6単位

注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第175条第1項若しくは第176条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員(注2において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ヌについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

10・11 (略)

12 就労支援関係研修修了加算

11単位

注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者が就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業者等(3の就労定着支援体制加算の対象となる指定就労移行支援事業者等に限る。)において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13 (略)

14 送迎加算

イ 送迎加算(1)

27単位

ロ 送迎加算(II)

13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(地方自治

2 ヌについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

10・11 (略)

12 就労支援関係研修修了加算

11単位

注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者が就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業者等(3の就労移行支援体制加算の対象となる指定就労移行支援事業者等に限る。)において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13 (略)

14 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条

法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居室等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

15 (略)

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

17 (略)

の2第3項の規定に基づき公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居室と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

15 (略)

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

17 (略)

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下 584単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 519単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 487単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 478単位
- (5) 利用定員が81人以上 462単位

ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)

- (1) 利用定員が20人以下 532単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 474単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 440単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 431単位
- (5) 利用定員が81人以上 416単位

注1～3 (略)

4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する場合（ただし、(3)から(7)までについては、平成27年10月1日以降に限り、(8)及び(9)については、平成27年9月30日までに限る。）に、それぞれ(1)から(9)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下 589単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 526単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 494単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 485単位
- (5) 利用定員が81人以上 469単位

ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)

- (1) 利用定員が20人以下 538単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 481単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 447単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 438単位
- (5) 利用定員が81人以上 423単位

注1～3 (略)

4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合（ただし、(3)又は(4)については、平成24年10月1日以降に限る。）に、それぞれ(1)から(4)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条

基準第23条の規定に従い、就労継続支援A型計画（指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労継続支援A型計画等」という。）が作成されていない場合 100分の95

(3) 平均利用時間（過去3月における利用者のうち、雇用契約締結利用者の延べ利用時間を当該利用者の延べ人数で除いたものをいう。以下同じ。）が1時間未満の場合 100分の30

(4) 平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合 100分の40

(5) 平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合 100分の50

(6) 平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合 100分の75

(7) 平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合 100分の90

(8) 週20時間未満の利用者(9)において「短時間利用者」という。)が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 100分の90

(9) 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合 100分の75

5 (略)

2～6 (略)

7 食事提供体制加算

注 低所得者等であつて就労継続支援A型計画等により食事の提

30単位

の規定に従い、就労継続支援A型計画（指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労継続支援A型計画等」という。）が作成されていない場合 100分の95

(3) 週20時間未満の利用者(4)において「短時間利用者」という。)が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 100分の90

(4) 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合 100分の75

5 (略)

2～6 (略)

7 食事提供体制加算

注 低所得者等であつて就労継続支援A型計画等により食事の提

42単位

供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合には、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算 (I) 15単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算 (II) 10単位
- ハ 福祉専門職員配置等加算 (III) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、

供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合には、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算 (I) 10単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算 (II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ヲについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

9～11

12 重度者支援体制加算

イ・ロ (略)

(削除)

注1 (略)

2 ロについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に並び、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(削除)

2 ヲについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

として都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

9～11

12 重度者支援体制加算

イ・ロ (略)

ハ 重度者支援体制加算(Ⅲ)

(1) 利用定員が20人以下	14単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	13単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	12単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	12単位
(5) 利用定員が81人以上	11単位

注1 (略)

2 ロについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に並び、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、法附則第21条に規定する特定旧法指定施

13 送迎加算

ㄠ 送迎加算(Ⅰ)

27単位

ㄡ 送迎加算(Ⅱ)

13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この13において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

14 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独

設(以下「特定旧法指定施設」という。))から移行した指定就労継続支援A型事業所等が指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の5以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年3月31日までの間、利用定員に同じ、1日につき所定単位数を加算する。

4 ㄠからㄡまでのいずれかの加算を算定している場合において、ㄠからㄡまでのその他の加算は算定しない。

13 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この13において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

14 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独

立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16)において同じ。

)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

16 (略)

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下 584単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 519単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 487単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 478単位
- (5) 利用定員が81人以上 462単位

ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

- (1) 利用定員が20人以下 532単位

立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16)において同じ。

)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数(新設)

16 (略)

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下 589単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 526単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 494単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 485単位
- (5) 利用定員が81人以上 469単位

ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

- (1) 利用定員が20人以下 538単位

(2)	利用定員が21人以上40人以下	474単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	440単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	431単位
(5)	利用定員が81人以上	416単位
ハ	(略)	
2・3	(略)	
4	目標工賃達成加算	
イ	目標工賃達成加算 (I)	69単位
ロ	目標工賃達成加算 (II)	59単位
ハ	目標工賃達成加算 (III)	32単位

注1 イについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払つた工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の平均額（以下「平均工賃額」という。）が、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行つた場合に、1日につき所定単位数を計算する。

(1) 当該前年度における地域の最低賃金の2分の1に相当する額を超えていること。

(2) 指定就労継続支援B型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第4項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）又は指定障害

(2)	利用定員が21人以上40人以下	481単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	447単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	438単位
(5)	利用定員が81人以上	423単位
ハ	(略)	
2・3	(略)	
4	目標工賃達成加算	
イ	目標工賃達成加算 (I)	49単位
ロ	目標工賃達成加算 (II)	22単位

注1 イについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払つた工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第6項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の平均額（以下「平均工賃額」という。）が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行つた場合に、1日につき所定単位数を計算する。

(1) 当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。

(2) 指定就労継続支援B型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第4項（指定障害福祉サービス基準第223条第6項において準用する場合を含む。）又は指定障害

者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。

(3) 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

(4) 原則として、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

2 ロについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、その目標工賃達成加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。

(2) 指定就労継続支援B型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第4項(指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。)又は指定障害者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。

(3) 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃

者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。

(3) 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

向上計画」を作成していること。

(4) 原則として、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

3 ムについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの目標工賃達成加算(1)又はロの目標工賃達成加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 当該前年度における各都道府県の施設種別平均工賃を超えていること。

(2) 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

(3) 原則として、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

5～7 (略)

8 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であつて就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当

2 ムについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該前年度における各都道府県の施設種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること。

(2) 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

5～7 (略)

8 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等であつて就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当

該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、食事の提供を行った場合には、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I) 15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II) 10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算 (III) 6単位

注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場

該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、食事の提供を行った場合には、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II) 6単位

注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ヌについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

10～12 (略)

13 重度者支援体制加算

イ・ロ (略)

(削除)

注1 (略)

2 ロについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

2 ヌについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

10～12 (略)

13 重度者支援体制加算

イ・ロ (略)

ハ 重度者支援体制加算(Ⅲ)

(1) 利用定員が20人以下	14単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	13単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	12単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	12単位
(5) 利用定員が81人以上	11単位

注1 (略)

2 ロについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(削除)

14 目標工賃達成指導員配置加算

- イ 利用定員が20人以下 89単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下 80単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 75単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 74単位
- ホ 利用定員が81人以上 72単位

注 目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

15 送迎加算

- ㄠ 送迎加算(I) 27単位
- ㄡ 送迎加算(II) 13単位

3 ハについては、特定旧法指定施設から移行した指定就労継続支援B型事業所等が指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の5以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年3月31日までの間、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

4 イからハまでのいずれかの加算を算定している場合にあっては、イからハまでのその他の加算は算定しない。

14 目標工賃達成指導員配置加算

- イ 利用定員が20人以下 81単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下 72単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 67単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 66単位
- ホ 利用定員が81人以上 64単位

注 目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

15 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この15において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

16 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数（指定障害者支援

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この15において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

16 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) により算定した単位数
の100分の90に相当する単位数

三 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) により算定した単位数
の100分の80に相当する単位数

18 (略)

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費 (1日につき)

イ 共同生活援助サービス費 (I)

(1) 区分6 668単位

(2) 区分5 552単位

(3) 区分4 471単位

(4) 区分3 385単位

(5) 区分2 295単位

(6) 区分1以下 259単位

ロ 共同生活援助サービス費 (Ⅱ)

(1) 区分6 617単位

(2) 区分5 501単位

(3) 区分4 420単位

(4) 区分3 334単位

(5) 区分2 244単位

(6) 区分1以下 212単位

ハ 共同生活援助サービス費 (Ⅲ)

(1) 区分6 584単位

(2) 区分5 467単位

(3) 区分4 387単位

(4) 区分3 301単位

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) により算定した単位数
の100分の80に相当する単位数

18 (略)

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費 (1日につき)

イ 共同生活援助サービス費 (I)

(1) 区分6 645単位

(2) 区分5 528単位

(3) 区分4 449単位

(4) 区分3 383単位

(5) 区分2 294単位

(6) 区分1以下 257単位

ロ 共同生活援助サービス費 (Ⅱ)

(1) 区分6 594単位

(2) 区分5 477単位

(3) 区分4 398単位

(4) 区分3 332単位

(5) 区分2 243単位

(6) 区分1以下 211単位

ハ 共同生活援助サービス費 (Ⅲ)

(1) 区分6 561単位

(2) 区分5 444単位

(3) 区分4 365単位

(4) 区分3 299単位

(5) 区分2	211単位
(6) 区分1以下	182単位
ニ 共同生活援助サービスマン費 (V)	
(1) 区分6	699単位
(2) 区分5	582単位
(3) 区分4	502単位
(4) 区分3	415単位
(5) 区分2	326単位
(6) 区分1以下	289単位

注1 イから三までについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスマン若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービスマン基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービスマン基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービスマン基準第208条第1項第1号に掲げる世話人（注3において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定

(5) 区分2	210単位
(6) 区分1以下	181単位
ニ 共同生活援助サービスマン費 (VI)	
(1) 区分6	675単位
(2) 区分5	558単位
(3) 区分4	479単位
(4) 区分3	413単位
(5) 区分2	324単位
(6) 区分1以下	287単位

ホ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービスマン費 142単位

注1 イからホまでについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスマン若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。第15の1の2の注1において同じ。）に対して、指定共同生活援助（指定障害福祉サービスマン基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービスマン基準第208条第1項第1号に掲げる世話人（注3において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定

共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 (略)

4 ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

5 平成30年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

→ 区分6 444単位

↳ 区分5 398単位

↳ 区分4 365単位

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

→ 区分6 393単位

↳ 区分5 347単位

↳ 区分4 314単位

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

→ 区分6 360単位

共同生活援助事業所 (指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 (略)

4 ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活援助事業所又は経過的就宅介護利用型指定共同生活援助事業所 (指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的就宅介護利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

5 平成27年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

→ 区分6 434単位

↳ 区分5 388単位

↳ 区分4 356単位

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

→ 区分6 383単位

↳ 区分5 337単位

↳ 区分4 305単位

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

→ 区分6 350単位

㉔ 区分5 313単位
㉕ 区分4 281単位

6 (略)

7 共同生活援助サービス費 (注5に規定する場合を含む。)
) の算定に当たって、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する場合にあっては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあっては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1)～(5) (略)

8 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間 (居宅介護を受けている間 (注5の適用を受けている間に限る。)) 及び重度訪問介護を受けている間 (注5の適用を受けている間に限る。)) を除く。) は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (1日につき)

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I) 259単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II) 212単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III) 182単位

㉔ 区分5 304単位
㉕ 区分4 272単位

6 (略)

7 ホについては、経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからホまでに掲げる共同生活援助サービス費 (注5に規定する場合を含む。)) の算定に当たって、イからエまでについては次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する場合にあっては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあっては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1)～(5) (略)

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間 (居宅介護を受けている間 (注5の適用を受けている間又はホの経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間に限る。)) 及び重度訪問介護を受けている間 (注5の適用を受けている間又はホの経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間に限る。)) を除く。) は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (1日につき)

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I) 257単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II) 211単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III) 181単位

ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	121単位
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	289単位
	注1 イからホまでについては、 <u>障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）</u> に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。	
	2～5 (略)	
	6 ホについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。	
	7・8 (略)	
1の3	受託居宅介護サービス費	

ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	120単位
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	287単位
	注1 イからホまでについては、 <u>障害者</u> に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の4に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。	
	2～5 (略)	
	6 ホについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。	
	7・8 (略)	
1の3	受託居宅介護サービス費	

イ	所要時間15分未満の場合	<u>95単位</u>
ロ	所要時間15分以上30分未満の場合	<u>191単位</u>
ハ	所要時間30分以上1時間30分未満の場合	<u>260単位</u> に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに <u>86単位</u> を加算した単位数
ニ	所要時間1時間30分以上の場合	<u>557単位</u> に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに <u>36単位</u> を加算した単位数
	注 (略)	
1の4	福祉専門職員配置等加算	
イ	福祉専門職員配置等加算 (I)	<u>10単位</u>
ロ	福祉専門職員配置等加算 (II)	<u>7単位</u>
ハ	福祉専門職員配置等加算 (III)	<u>4単位</u>
	注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項若しくは第213条の4第1項の規定により置くべき世話人又は指定障害福祉サービス基準第208条第1項の規定により置くべき生活支援員 (注2及び注3において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が <u>100分の35</u> 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
	2 ロについては、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が <u>100分の25</u> 以上であるものとして都道	

イ	所要時間15分未満の場合	<u>99単位</u>
ロ	所要時間15分以上30分未満の場合	<u>199単位</u>
ハ	所要時間30分以上1時間30分未満の場合	<u>271単位</u> に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに <u>90単位</u> を加算した単位数
ニ	所要時間1時間30分以上の場合	<u>580単位</u> に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに <u>37単位</u> を加算した単位数
	注 (略)	
1の4	福祉専門職員配置等加算	
イ	福祉専門職員配置等加算 (I)	<u>7単位</u>
ロ	福祉専門職員配置等加算 (II)	<u>4単位</u>
	注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項若しくは第213条の4第1項の規定により置くべき世話人又は指定障害福祉サービス基準第208条第1項の規定により置くべき生活支援員 (注2において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が <u>100分の25</u> 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	

府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ヌについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

1の4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が、当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第213条の4に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50

2 ムについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(1)

- (1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下
- (2) 夜間支援対象利用者が3人
- (3) 夜間支援対象利用者が4人
- (4) 夜間支援対象利用者が5人
- (5) 夜間支援対象利用者が6人
- (6) 夜間支援対象利用者が7人
- (7) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下
- (8) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下
- (9) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下
- (10) 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下
- (11) 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下（夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している場合に限る。）

ロ 夜間支援等体制加算(II)

- (1) 夜間支援対象利用者が4人以下 112単位
- (2) 夜間支援対象利用者が5人 90単位
- (3) 夜間支援対象利用者が6人 75単位
- (4) 夜間支援対象利用者が7人 64単位

1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(1)

- (1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が4人以下
- (2) 夜間支援対象利用者が5人
- (3) 夜間支援対象利用者が6人
- (4) 夜間支援対象利用者が7人
- (5) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下
- (6) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下
- (7) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下
- (8) 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下
- (9) 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下（夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している場合に限る。）

ロ 夜間支援等体制加算(II)

- (1) 夜間支援対象利用者が4人以下 112単位
- (2) 夜間支援対象利用者が5人 90単位
- (3) 夜間支援対象利用者が6人 75単位
- (4) 夜間支援対象利用者が7人 64単位

(5)	夜間支援対象利用者が8人以上10人以下	50単位
(6)	夜間支援対象利用者が11人以上13人以下	37単位
(7)	夜間支援対象利用者が14人以上16人以下	30単位
(8)	夜間支援対象利用者が17人以上20人以下	25単位
(9)	夜間支援対象利用者が21人以上30人以下（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）	18単位
<p>ハ、夜間支援等体制加算 (Ⅱ) 10単位</p>		
<p>注1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に及び、1日につき所定単位数を加算する。</p>		
<p>2 (略)</p>		
<p>3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算 (Ⅰ) 又はロの夜間支援等体制加算 (Ⅱ) の算定対象となる利用者については、算定</p>		

(5)	夜間支援対象利用者が8人以上10人以下	50単位
(6)	夜間支援対象利用者が11人以上13人以下	37単位
(7)	夜間支援対象利用者が14人以上16人以下	30単位
(8)	夜間支援対象利用者が17人以上20人以下	25単位
(9)	夜間支援対象利用者が21人以上30人以下（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）	18単位
<p>ハ、夜間支援等体制加算 (Ⅲ) 10単位</p>		
<p>注1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所 <u>(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。)</u> 又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に及び、1日につき所定単位数を加算する。</p>		
<p>2 (略)</p>		
<p>3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、<u>夜間支援対象利用者の数に及び</u>、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算 (Ⅰ) 又はロの夜間支援等体制加算 (Ⅱ) の算定</p>		

しない。

1の6 重度障害者支援加算

360単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 日中支援加算

イ 日中支援加算 (I)

(1) 昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の7において「日中支援対象利用者」という。）が1人の場合 539単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合 270単位

ロ 日中支援加算 (II)

(1) 日中支援対象利用者が1人の場合

① 区分4から区分6まで 539単位

② 区分3以下 270単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合

① 区分4から区分6まで 270単位

② 区分3以下 135単位

注1 イについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であつ

対象となる利用者については、算定しない。

1の6 重度障害者支援加算

45単位

注 第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）の数が2以上である指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 日中支援加算

イ 日中支援加算 (I)

(1) 昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の7において「日中支援対象利用者」という。）が1人の場合 539単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合 270単位

ロ 日中支援加算 (II)

(1) 日中支援対象利用者が1人の場合

① 区分4から区分6まで 539単位

② 区分3以下 270単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合

① 区分4から区分6まで 270単位

② 区分3以下 135単位

注1 イについては、指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。注2において同じ。））又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢

て日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。

2 ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合には、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2・3 (略)

3の2 長期入院時支援特別加算

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 122単位
 - ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 76単位
- 注 (略)

4 (略)

5 長期帰宅時支援加算

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 40単位
- ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 25単位

又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であつて日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。

2 ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合には、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2・3 (略)

3の2 長期入院時支援特別加算

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 122単位
 - ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合 76単位
- 注 (略)

4 (略)

5 長期帰宅時支援加算

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 40単位
- ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は経過的居宅

介護利用型指定共同生活援助事業所の場合

25単位

注 (略)

6～8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2及び1の3を除く。10の(1)において同じ。)により算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8まで(1の6を除く。10の(2)において同じ。)により算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)

イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

注 (略)

6～8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2及び1の3を除く。ロの(1)及び10の(1)において同じ。)により算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8まで(1の6を除く。ロの(2)及び10の(2)において同じ。)により算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当

<u>する単位数</u>		<u>する単位数</u>	
ハ	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ の100分の90に相当する単位数	ロ	ロにより算定した単位数
ニ	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ の100分の80に相当する単位数	イ	イにより算定した単位数
10	(略)	10	(略)